

四半期報告書

(第47期第3四半期)

自 平成25年10月1日

至 平成25年12月31日

E I Z O株式会社

石川県白山市下柏野町153番地

目 次

	頁
表 紙	
第一部 企業情報	
第1 企業の概況	
1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	1
第2 事業の状況	
1 事業等のリスク	2
2 経営上の重要な契約等	2
3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	2
第3 提出会社の状況	
1 株式等の状況	
(1) 株式の総数等	5
(2) 新株予約権等の状況	5
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	5
(4) ライツプランの内容	5
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	5
(6) 大株主の状況	5
(7) 議決権の状況	6
2 役員の状況	6
第4 経理の状況	7
1 四半期連結財務諸表	
(1) 四半期連結貸借対照表	8
(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書	10
四半期連結損益計算書	10
四半期連結包括利益計算書	11
2 その他	13
第二部 提出会社の保証会社等の情報	13

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	北陸財務局長
【提出日】	平成26年2月13日
【四半期会計期間】	第47期第3四半期（自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日）
【会社名】	EIZO株式会社
【英訳名】	EIZO Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 実盛 祥隆
【本店の所在の場所】	石川県白山市下柏野町153番地
【電話番号】	076 (275) 4121
【事務連絡者氏名】	執行役員 経理部長 兼 IR室長 出南 一彦
【最寄りの連絡場所】	石川県白山市下柏野町153番地
【電話番号】	076 (275) 4121
【事務連絡者氏名】	執行役員 経理部長 兼 IR室長 出南 一彦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第46期 第3四半期 連結累計期間	第47期 第3四半期 連結累計期間	第46期
会計期間	自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日	自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日	自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日
売上高 (百万円)	43,501	55,281	58,270
経常利益 (百万円)	2,472	6,890	3,101
四半期(当期)純利益 (百万円)	1,452	4,693	1,598
四半期包括利益 又は包括利益 (百万円)	1,613	8,241	4,818
純資産額 (百万円)	58,225	68,606	61,431
総資産額 (百万円)	75,014	91,752	79,367
1株当たり四半期(当期) 純利益金額 (円)	68.11	220.15	74.96
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	77.6	74.8	77.4

回次	第46期 第3四半期 連結会計期間	第47期 第3四半期 連結会計期間
会計期間	自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日	自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日
1株当たり四半期純利益 金額 (円)	39.99	102.42

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループの事業等のリスクについて、重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間における世界経済は、欧州においては債務危機再燃への懸念の後退や欧州圏の景気持ち直しを背景に、景況感に改善の兆しが見られました。日本経済においても、円安・株高基調が定着し、輸出関連企業を中心に業績の改善も見られる等、景気は緩やかな回復基調が続きました。

こうした中、当社グループは、市場のニーズに対応した製品の開発を積極的に推進するとともに、生産・販売体制を強化し、業績の向上に努めてまいりました。

特にコンピュータ用モニターの主要な市場である欧州においては、販売子会社であるEIZO Europe GmbHを中心に、多様化する市場環境や販売活動の形態にメーカーとしての確に対応し、機動的な販売施策を実施することで販売の拡大・強化を図ってまいりました。

当第3四半期連結累計期間における当社グループ全体の売上高は、55,281百万円（前年同期比27.1%増）となりました。品目別の売上高は次のとおりであります。

[コンピュータ用モニター]

売上高は、29,236百万円（前年同期比41.1%増）となりました。

前第3四半期連結累計期間は、欧州の主要な代理店であったAvnet社からEIZO Europe GmbHへの販売業務移管期間であり、同社が営業を開始する2012年7月まで本格的な販売ができませんでした。また、Avnet社との販売代理店契約の解消に伴う同社保有在庫の買戻しを売上の返品処理としたことにより売上高が減少しました。

一方、当第3四半期連結累計期間における売上は、海外及び国内共に引き続き堅調に推移しました。特に、海外景気を持ち直しや円高是正を背景に、直接販売体制が整った欧州を中心とした販売が堅調に推移した結果、売上高が増加しました。

[アミューズメント用モニター]

売上高は、18,461百万円（前年同期比17.3%増）となりました。

アミューズメント用モニターは新機種投入時期により各期の売上高が左右される特性があります。前年同期に比べ新機種の販売が増加したことから、売上高が増加しました。

[その他]

売上高は、7,583百万円（前年同期比7.8%増）となりました。

これは主に、各種周辺機器の販売が順調に推移したことによります。

当第3四半期連結累計期間における利益面につきましては、2012年7月より本格的に稼働した欧州販売子会社に係る費用が増加した一方で、コンピュータ用モニターの販売が堅調に推移したことやアミューズメント用モニターの増収により売上総利益が増加し、営業利益は5,588百万円（前年同期比198.8%増）となりました。また、前連結会計年度末に対し円安が引き続き進行したことで為替差益1,103百万円を計上し、経常利益は6,890百万円（同178.7%増）、四半期純利益は4,693百万円（同223.2%増）となりました。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりであります。

当社は、株主全体の利益を保護する観点から、当社株式に対する大規模買付が行われた際に、大規模買付行為に応じるか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報と十分な時間を提供することを目的として、株式の大量取得行為への対応方針を導入しております。

①当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容

当社取締役会は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、当社や株主の皆様が利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。特定の者の大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、本来、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様が判断に委ねられるべきものであると考えます。

製造業を営む当社グループにとっては、企画・設計・製造・販売・サービス等のあらゆる場面で幅広いノウハウと豊富な経験が必要であり、国内外の顧客・取引先・社員等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への十分な理解が不可欠です。そのため、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者にこれらに関する十分な理解がなくては、株主の皆様が将来実現することのできる株主価値を毀損してしまう可能性があります。株主の皆様にとっても、これらに関する十分な理解がなくては、将来実現することのできる株主価値を適正に判断することはできません。

そこで、当社株主の皆様が特定の者の大規模買付行為の当否について適切な判断を行うために、当該大規模買付行為の内容、当該大規模買付行為が当社企業価値に与える影響、当該大規模買付行為に代わる提案の有無等について、当社株主の皆様が必要十分な情報が提供される必要があると考えます。そのため、当社取締役会は、議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為に際しては、当該買付行為を行う買付者から事前に、株主の皆様が判断のために必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報が提供されることを目的として、このような買付行為に関する一定の合理的なルール(以下「大規模買付ルール」といいます。)を設定することが、当社及び当社株主全体の利益を守るために必要であると考えます。

②当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社は「開発創造型企業」として、テクノロジーの可能性を追求し、顧客に新たな価値を認めていただける製品を競合他社に先駆けて創造及び提案し、顧客の満足を得ること及び当社のステークホルダー(取引先・社員・株主・地域)との高い信頼関係を構築していくことにより、一層の企業の成長を図ることを経営の基本方針としております。この基本方針のもと、昭和43年設立以来、当社の強みである映像表示技術を活かし、主にコンピュータ用モニター、アミューズメント用モニター等の映像機器及びその関連製品を開発・生産し、国内外へ販売いたしております。

今後とも当社の持つコア技術を強化するとともに、既存事業を強化することにより新しい事業の創出に努め、既存事業と強いシナジーを発揮できる事業の創出を図るため、必要に応じM&Aも検討いたします。

③会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、上記①で述べた基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、「当社株式の大量取得行為への対応方針(買収防衛策)」(以下「本対応方針」といいます。)を定めています。

本対応方針は大規模買付行為に際して株主の皆様が適切な状況判断を行えるようにするため、大規模買付者に対して、その目的や内容、買付対価の算定根拠等の十分な情報提供と、適切な評価期間の確保を要請し、さらに、当社取締役会による当該大規模買付行為に対する意見の公表や、代替案の提示等を行う機会を確保することを目的として導入されたものです。

本対応方針の詳細に関しましては、当社ウェブサイト(<http://www.eizo.co.jp/ir/news/2013/DC13-004.pdf>)に掲載しておりますので、そちらをご覧ください。

④本対応方針が会社支配に関する基本方針に沿うものであり、株主の皆様の共同の利益を損なうものではないこと、当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

イ. 本対応方針が会社支配に関する基本方針に沿うものであること

本対応方針は、大規模買付ルールの内容、大規模買付行為がなされた場合の対応方針、独立委員会の設置、株主及び投資家の皆様に与える影響等を規定するものです。本対応方針は、大規模買付者に大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を開示していただいた後に、十分な評価期間を経た上で大規模買付行為が開始されるものとしており、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断される際に必要な情報及び期間を確保することを目的としております。また、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合でも、当該買付行為が当社の企業価値ひいては株主価値を著しく損なうと判断される場合には、大規模買付行為に対する対抗措置を発動し、株主全体の利益が毀損されることを防止します。このように本対応方針は、上記①で述べた基本方針に沿うものであると考えられます。

ロ. 本対応方針が株主の皆様の共同の利益を損なうものではないこと

本対応方針は、当社株主に対して大規模買付行為に応じて当社株式を売却するか否かの判断のために必要な情報を提供することを目的としており、本対応方針によって株主の皆様は必要な情報に基づく適切な判断ができることとなりますから、本対応方針は当社の株主価値を損なうものではなく、むしろ、その利益に資するものであると考えます。

さらに、本対応方針の発効・継続が当社株主の皆様の承認を条件としており、当社株主が望めば本対応方針の廃止も可能であることは、本対応方針が当社株主の共同の利益を損なわないことを担保していると考えられます。

ハ. 本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本対応方針は、大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、本来、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様が判断に委ねられるべきことを大原則としつつ、当社の企業価値ひいては株主価値を守るために必要な範囲で大規模買付ルールの遵守の要請や対抗措置の発動を行うものです。本対応方針は、当社取締役会が対抗措置を発動する場合を事前にかつ具体的に規定しており、対抗措置の発動はかかる規定に従って行われます。さらに、対抗措置の発動等に際して取締役会に勧告を行う独立委員会の設置等、取締役会の恣意的な判断を防止する仕組みを有しております。

以上のことから、本対応方針は当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えます。

(3) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間における当社グループ全体の研究開発活動の金額は、4,335百万円であります。なお、当第3四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	65,000,000
計	65,000,000

②【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成25年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成26年2月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	22,731,160	22,731,160	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数100株
計	22,731,160	22,731,160	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成25年10月1日～ 平成25年12月31日	—	22,731,160	—	4,425	—	4,313

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成25年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

①【発行済株式】

平成25年9月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 1,410,200	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 21,317,100	213,171	—
単元未満株式	普通株式 3,860	—	1単元（100株）未満の株式
発行済株式総数	22,731,160	—	—
総株主の議決権	—	213,171	—

②【自己株式等】

平成25年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数（株）	他人名義所有 株式数（株）	所有株式数の 合計（株）	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合（%）
EIZO株式会社	石川県白山市 下柏野町153番地	1,410,200	—	1,410,200	6.20
計	—	1,410,200	—	1,410,200	6.20

（注）当第3四半期会計期間末の自己株式数は、1,410,245株であります。

2 【役員】の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間における役員の変動は、次のとおりであります。

役職の変動

新役名及び職名		旧役名及び職名		氏名	異動年月日
取締役	常務執行役員 総務人事担当 人事部長	取締役	常務執行役員 総務部長 兼 人事部長	村井 雄一	平成25年10月1日

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成25年10月1日から平成25年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	8,138	8,770
受取手形及び売掛金	12,310	11,371
有価証券	8,000	12,500
商品及び製品	6,592	8,686
仕掛品	4,627	6,145
原材料及び貯蔵品	9,535	11,178
その他	2,917	2,432
貸倒引当金	△89	△105
流動資産合計	52,032	60,981
固定資産		
有形固定資産	8,062	8,204
無形固定資産		
のれん	856	861
その他	1,993	1,779
無形固定資産合計	2,850	2,640
投資その他の資産		
投資有価証券	15,044	19,013
その他	1,378	912
投資その他の資産合計	16,423	19,926
固定資産合計	27,335	30,771
資産合計	79,367	91,752
負債の部		
流動負債		
買掛金	6,053	8,287
未払法人税等	434	1,525
賞与引当金	1,088	648
ソフトウェア受注損失引当金	57	65
製品保証引当金	1,495	1,688
その他	2,818	3,505
流動負債合計	11,947	15,720
固定負債		
退職給付引当金	2,159	2,297
役員退職慰労引当金	101	101
リサイクル費用引当金	1,228	1,151
その他	2,499	3,874
固定負債合計	5,988	7,425
負債合計	17,936	23,146

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年12月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,425	4,425
資本剰余金	4,313	4,313
利益剰余金	49,671	53,299
自己株式	△2,661	△2,661
株主資本合計	55,750	59,377
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	6,363	8,902
繰延ヘッジ損益	8	—
為替換算調整勘定	△690	325
その他の包括利益累計額合計	5,681	9,228
純資産合計	61,431	68,606
負債純資産合計	79,367	91,752

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】
【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)
売上高	43,501	55,281
売上原価	30,470	37,674
売上総利益	13,030	17,606
販売費及び一般管理費	11,160	12,017
営業利益	1,870	5,588
営業外収益		
受取利息	15	13
受取配当金	222	239
為替差益	428	1,103
その他	59	33
営業外収益合計	726	1,389
営業外費用		
売上割引	114	79
その他	10	8
営業外費用合計	124	88
経常利益	2,472	6,890
特別利益		
投資有価証券売却益	—	16
特別利益合計	—	16
特別損失		
減損損失	—	16
特別損失合計	—	16
税金等調整前四半期純利益	2,472	6,890
法人税、住民税及び事業税	602	1,988
法人税等調整額	417	207
法人税等合計	1,019	2,196
少数株主損益調整前四半期純利益	1,452	4,693
四半期純利益	1,452	4,693

【四半期連結包括利益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	1,452	4,693
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△265	2,539
繰延ヘッジ損益	—	△8
為替換算調整勘定	426	1,016
その他の包括利益合計	161	3,547
四半期包括利益	1,613	8,241
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	1,613	8,241
少数株主に係る四半期包括利益	—	—

【注記事項】

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)
減価償却費	854百万円	1,037百万円
のれんの償却額	118	153

(株主資本等関係)

I 前第3四半期連結累計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日）

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年5月21日 取締役会	普通株式	533百万円	25円	平成24年3月31日	平成24年6月1日	利益剰余金
平成24年10月29日 取締役会	普通株式	533百万円	25円	平成24年9月30日	平成24年11月30日	利益剰余金

(2) 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間末後となるもの
該当事項はありません。

II 当第3四半期連結累計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日）

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年5月21日 取締役会	普通株式	533百万円	25円	平成25年3月31日	平成25年6月3日	利益剰余金
平成25年10月31日 取締役会	普通株式	533百万円	25円	平成25年9月30日	平成25年11月29日	利益剰余金

(2) 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間末後となるもの
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第3四半期連結累計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日）

当社グループは、映像機器及びその関連製品の開発・生産・販売が主であり、実質的に単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を行っておりません。

II 当第3四半期連結累計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日）

当社グループは、映像機器及びその関連製品の開発・生産・販売が主であり、実質的に単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を行っておりません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額	68円11銭	220円15銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	1,452	4,693
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	1,452	4,693
普通株式の期中平均株式数(千株)	21,321	21,320

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

(剰余金の配当)

平成25年10月31日開催の取締役会において、平成25年9月30日を基準日とする剰余金の配当(中間配当)に関し、次のとおり決議いたしました。

- (1) 配当金の総額 533百万円
- (2) 1株当たりの金額 25円
- (3) 支払請求の効力発生日及び支払開始日 平成25年11月29日

(注) 平成25年9月30日現在の株主名簿に記録された株主に対し、支払を行いました。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年2月10日

EIZO株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

加藤 博久

印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

中村 剛

印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているEIZO株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成25年10月1日から平成25年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、EIZO株式会社及び連結子会社の平成25年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。